

「知財創造教育」の体系化

(知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会説明資料)

2018年1月19日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

「知財創造教育」の体系化とは

以下のものをまとめて、「知財創造教育」の体系化と呼ぶ

1. 「知財創造教育」の必要性

2. 「知財創造教育」の内容

(1) 「新しい創造をする」ために必要な能力の育み方

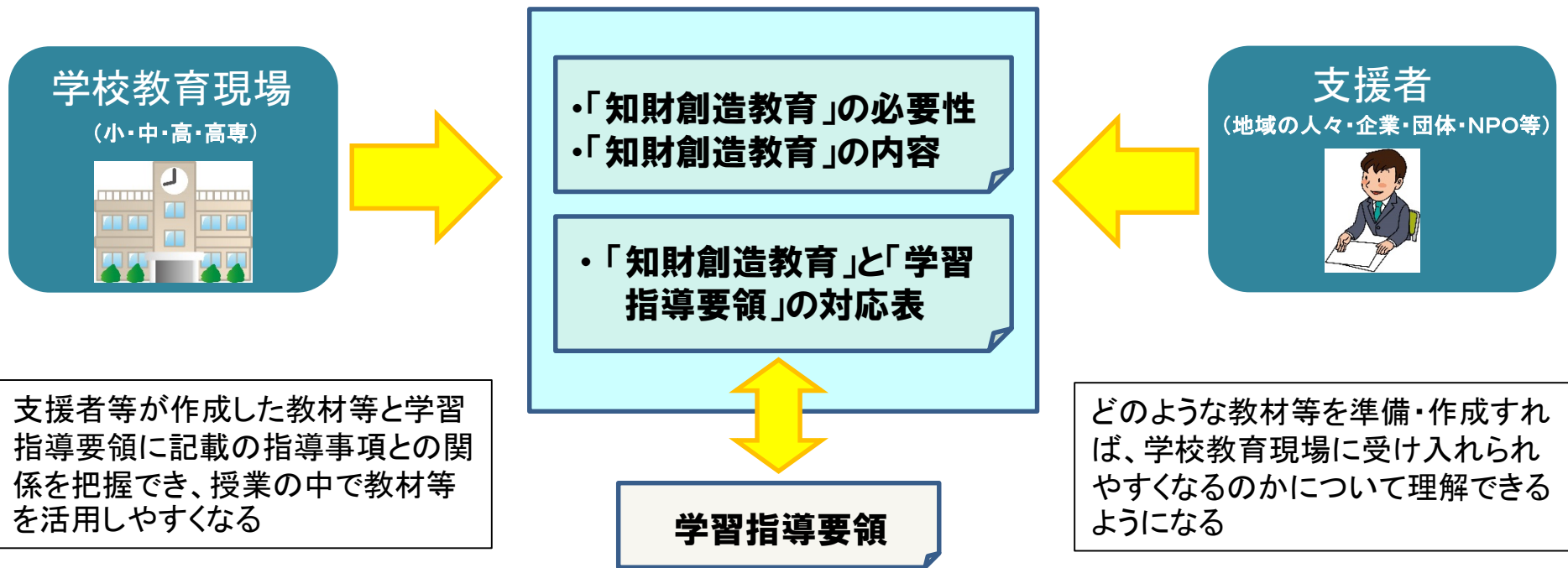
(2) 「創造されたものを尊重する」ために必要な能力の育み方

3. 「知財創造教育」と「学習指導要領」の対応表

なぜ「体系化」が必要なのか？

- 教育の専門家である学校教育現場の先生と、知財の専門知識を持つ支援者が、知財創造教育の中身について共通の認識を持つ必要がある

体系化



学校教育現場の先生、支援者双方が、知財創造教育の全体像を共有し、外部リソースを活用した知財創造教育を実現可能とするために、「知財創造教育の必要性」「知財創造教育の内容」「知財創造教育と学習指導要領の対応表」を作成

「知財創造教育」と「学習指導要領」との関係

■ 育成を目指す資質・能力

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)より

■ 知財創造教育に関連する記載 (中学校新学習指導要領の「内容」及び「内容の取扱い」から例示)

知識・技能

(国語) 引用の仕方や出典の示し方について理解を深め、それらを使う
(技術) 著作権を含めた知的財産権、…(略)…が重要であることについても扱う

思考力・判断力・表現力等

すべての教科等の「内容」の思考力、判断力、表現力等が該当

学びに向かう力・人間性

(道徳) 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努める

「知財創造教育と学習指導要領の対応表」の概要

○「知財創造教育」の目標○

<小学校>
創造されたものによって社会が豊かになっていることに気付くことにより、創造されたものを尊重することの意義について理解を深め、楽しみながら自ら創造して
いこうとする態度を育成する。

<中学校>
自分たちの社会が様々な知的財産により豊かになっていることに気付くとともに、それらがどのように継承もしくは普及されてきたのかを知ることにより、知的財産
を保護したり活用したりする意義について理解を深め、自ら創造していこうとする態度を育成する。

「知財創造教育」の三つの柱 (学習指導要領の三つの柱に対応)	「知財創造教育」における指導事項 (学習指導要領の「内容」及び 「内容の取扱い」(抜粋))	教材(例)
(1) 知的財産のきまりを知る (学習指導要領の「知識及び技能」に相当)	(教科1)・・・ (教科2)・・・ (教科3)・・・	A B C
(2) 新しい創造をするための思考力、 判断力、表現力等を育成する (学習指導要領の「思考力、判断力、表現力等」に相当)	【学習指導要領の指導事項全てが該当】 例示(1) 例示(2) 例示(3)	D E F
(3-1) 新しいものを創造しようとする 態度を育成する (3-2) 創造されたものを尊重する態度 を育成する (学習指導要領の「学びに向かう力、人間性等」に相当)	(教科1)・・・ (教科2)・・・ (教科3)・・・	G H I

「学習指導要領」から
該当事項を抜粋

「学習指導要領」の指
導事項全てが該当

「学習指導要領」から
該当事項を抜粋

「知財創造教育の三つの柱」を
「学習指導要領」において育成を目指す
資質・能力の三つの柱と対応付け

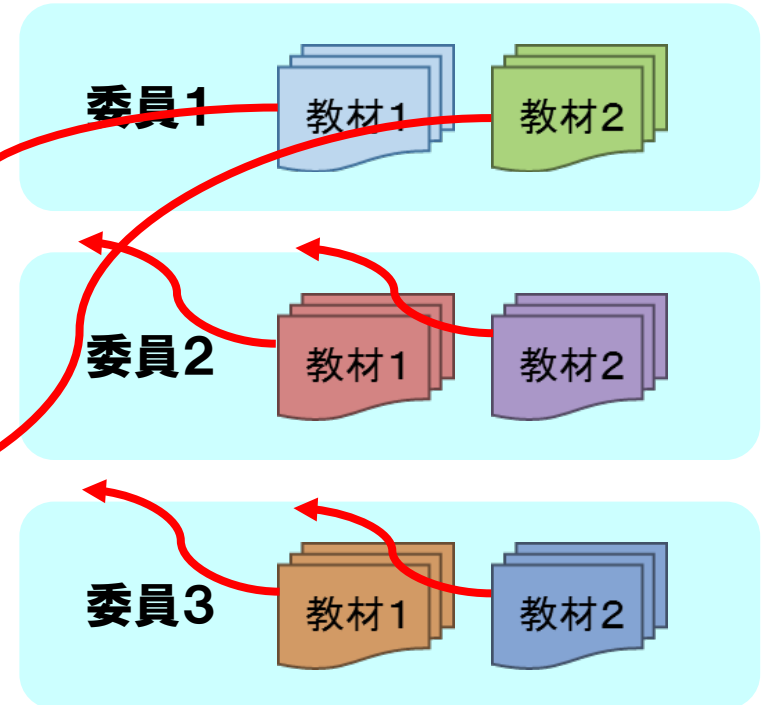
既存教材を例示列挙
(左側の指導事項と対応付け)

「知財創造教育と学習指導要領の対応表」と「既存教材の収集」

「知財創造教育と学習指導要領の対応表」

既存の教材

○「知財創造教育」の目標○ <small><小学校> 創造されたものによって社会が豊かになっていることに気付くことにより、創造されたものを尊重することの意義について理解を深め、楽しみながら自ら創造していくこととする態度を育成する。 <small><中学校> 自分たちの社会が様々な知的財産により豊かになっていることに気付くとともに、それらがどのように継承もしくは普及されてきたのかを知ることにより、知的財産を保護したり活用したりする意義について理解を深め、自ら創造していくこととする態度を育成する。</small></small>		
「知財創造教育」の三つの柱 (学習指導要領の三つの柱に対応)	「知財創造教育」における指導事項 (学習指導要領の「内容」及び「教科」)	教材(例示)
(1) 知的財産のきまりを知る (学習指導要領の「知識及び技能」に相当)	国語 (教科1)・・・ (教科2)・・・ (教科3)・・・	A B C
(2) 新しい創造をするための思考力、判断力、表現力を育成する (学習指導要領の「思考力、判断力、表現力等」に相当)	【学習指導要領】全てが該当 例示(1) 例示(2) 例示(3)	D E F
(3-1) 新しいものを創造しようとする態度を育成する (3-2) 創造されたものを尊重する態度を育成する (学習指導要領の「学びに向かう力、人間性等」に相当)	道徳 (教科1)・・・ (教科2)・・・ (教科3)・・・	G H I



推進委員会(2018年2月開催予定)の承認を経て、次回の検討委員会にて審議いただいたのち、以下の作業を依頼する予定

- (1) 各委員(団体)が所有する既存教材をリストアップする
- (2) 小中学校の指導事項に対応付けられる教材については対応付ける




既存教材の検索システム イメージ

◇既存教材と紐づけされた「対応表」を用いて◇

1. 教科を選択

国語
理科
社会
音楽

2. 選択した教科(社会)の教材リスト

(1)	 (教材へのリンクボタン)
(2)	
(3)	

3. 既存の教材

[タイトル]

[作成者]

[内容]

(1)

(2)

(3)

コンテンツ

教育現場の先生が、授業で使えそうな教材を検索する際に活用してもらおう。